

石川県公報

令和 8 年 6 月 16 日

第 1 3 9 1 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○随意契約の相手方等 (デジタル推進監室)	1	○特定調達契約に係る入札公告 (管財課)	3
○令和 8 年度管理美容師資格認定講習会の指定 (薬事衛生課)	1	○奥能登新病院 (仮称) 建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務委託に係る企画提案の募集公告 (奥能登地域医療対策室)	5
○令和 8 年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同)	2	○農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告 (農業経営戦略課)	6
○令和 7 管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について (まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶり) の一部変更 (水産課)	3	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	8

告 示

石川県告示第213号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和 8 年 6 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県サーバー統合基盤及びネットワーク強靱化に係る機器借上 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 8 年 5 月 20 日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
北陸通信ネットワーク株式会社
金沢市西念 1 丁目 1 番 3 号
- 随意契約に係る契約金額
827,310,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条第 1 項第 1 号の規定に該当するため

石川県告示第214号

理容師法 (昭和 22 年法律第 234 号) 第 11 条の 4 第 2 項の規定により、令和 8 年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和 8 年 6 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 主催者の所在地及び名称
東京都渋谷区笹塚2丁目1番6号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	令和8年9月28日
第 2 日	令和8年9月29日
第 3 日	令和8年9月30日

3 場所

金沢市北安江3丁目2番地20
金沢勤労者プラザ

4 科目及び時間

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
理容所の衛生管理	14時間
計	18時間

5 受講料

20,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

東京都渋谷区笹塚2丁目1番6号 JMFビル笹塚01(8階)
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 業務部

石川県告示第215号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、令和8年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和8年6月16日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 主催者の所在地及び名称
東京都渋谷区笹塚2丁目1番6号
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 日程

第 1 日	令和8年9月28日
第 2 日	令和8年9月29日
第 3 日	令和8年9月30日

3 場所

金沢市北安江3丁目2番地20
金沢勤労者プラザ

4 科目及び時間数

科 目	時 間 数
公 衆 衛 生	4時間
美容所の衛生管理	14時間
計	18時間

5 受講料

20,000円

6 会場の運営及び設営の窓口となる機関

東京都渋谷区笹塚2丁目1番6号 JMFビル笹塚01(8階)
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 業務部

石川県告示第216号

令和7管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、まだら本州日本海北部系群並びにぶり)(令和7年石川県告示第228号)の一部を令和8年6月1日に次のとおり変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月16日

石川県知事 山野之義

変更後	変更前																				
第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 9,700トン 2 知事管理区分に配分する数量	第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 9,700トン 2 知事管理区分に配分する数量																				
<table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県西海地区中型まき網漁業</td><td>3,100トン</td></tr><tr><td>石川県輪島地区中型まき網漁業</td><td>1,100トン</td></tr><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>2,800トン</td></tr><tr><td>石川県その他漁業</td><td>現行水準</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分量	石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン	石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン	石川県定置網漁業	2,800トン	石川県その他漁業	現行水準	<table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県西海地区中型まき網漁業</td><td>3,100トン</td></tr><tr><td>石川県輪島地区中型まき網漁業</td><td>1,100トン</td></tr><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>2,400トン</td></tr><tr><td>石川県その他漁業</td><td>現行水準</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分量	石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン	石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン	石川県定置網漁業	2,400トン	石川県その他漁業	現行水準
知事管理区分	配分量																				
石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン																				
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン																				
石川県定置網漁業	2,800トン																				
石川県その他漁業	現行水準																				
知事管理区分	配分量																				
石川県西海地区中型まき網漁業	3,100トン																				
石川県輪島地区中型まき網漁業	1,100トン																				
石川県定置網漁業	2,400トン																				
石川県その他漁業	現行水準																				

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和8年6月16日

石川県知事 山野之義

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 仕様書のとおり

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年12月25日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

本入札は、入札等を石川県物品調達電子入札システム(下記ホームページアドレス。以下「電子入札システム」という。)により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和8年石川県告示第121号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)イに掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品又はこれと同等の類似品を迅速かつ確実に納入できることを証明する書類を令和8年6月26日(金)午後5時までに電子入札システムにより提出しなければならない(電子入札システムによる提出が難しい場合は、契約担当者からの指示に従うこと。)。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、下記入札書の受付期限内に4(1)イに掲げる場所まで提出すること(郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限内必着とする。))。

4 入札書の提出等

- (1) 入札説明書の交付方法及び問合せ先
 - ア 交付方法
石川県物品調達入札情報システム(下記ホームページアドレス)の入札予定画面よりダウンロードすること。
<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1700100>
 - イ 問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262
- (2) 入札書の受付期限及び方法
電子入札システムにより、令和8年8月3日(月)午前11時までに入札書を提出すること。
- (3) 開札の日時
令和8年8月3日(月)午後1時30分

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札書の無効
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を

作成し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この物品の調達契約の締結については、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会での物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal computer as specified

(2) Delivery period

By 25 December 2026

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 3 August 2026

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和8年6月16日

石川県知事 山 野 之 義

1 業務内容等

(1) 業務名

奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務

(2) 業務内容

奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務委託仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期および方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められる者であること。

(3) プレゼンテーション実施日において、石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者が雇用されており、当該有資格者を本業務の統括責任者又は主任担当者（以下「統括責任者等」という。）に配置できること。当該有資格者を統括責任者等に配置できない場合は、実務担当者として有資格者を配置することとし、業務の実施体制を確保すること。

(5) 一般病床が200床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する

病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備基本構想又は整備基本計画の策定支援業務等を受託し、かつ、履行した実績を3件以上有する者であること。

- (6) 統括責任者には、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、一般病床数200床以上の病院に関する、本業務と類似業務等の経験を有する者を配置すること。
- (7) 主任担当者には、本業務に精通し十分な知識と経験を有する者として、本業務と類似業務等の経験を有する者を配置すること。
- (8) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (9) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て
- (10) 法人税、県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

3 プロポーザルの手続に関する事項

(1) 問合せ先

石川県健康福祉部奥能登地域医療対策室
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎9階）
電話番号 076-225-1960

(2) プロポーザル資料の交付方法

- ア 書面による交付
(1)の場所において交付する。
- イ 電磁的方法による交付
石川県健康福祉部奥能登地域医療対策室ホームページに掲載し、ダウンロードにより交付する。
(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/okunotoiryuu/index.html>)

4 参加申込書及び提案書の提出場所等

(1) 参加申込書の提出期限及び方法

- ア 提出期限 令和8年6月26日（金）午後5時
- イ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提案書の提出期限及び方法

- ア 提出期限 令和8年7月22日（水）午後5時
- イ 提出方法 持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 参加申込書及び提案書の提出場所及び問合せ先

石川県健康福祉部奥能登地域医療対策室
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎9階）
電話番号 076-225-1960

5 その他

- (1) 詳細は、奥能登新病院（仮称）建設及びサテライト医療機関整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。
- (2) 奥能登新病院（仮称）及びサテライト医療機関整備基本構想プロポーザル審査委員会を設置し、各提案書について書類審査及びプレゼンテーションを実施し、委託候補者を選定する。

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人いしかわ農業総合支援機構から、次のとおり農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年6月16日

石川県知事 山 野 之 義

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報
金沢市柚木町い36	田	304	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い39	田	964	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い63	田	1,225	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い103	田	931	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い113	田	839	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い129	田	939	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い131	田	752	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い133	田	606	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町い135	田	561	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町は40	田	582	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町は80	田	199	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町は82	田	142	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町は138	田	643	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町は148	田	501	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄
金沢市柚木町に 7	田	760	亡 高桑 勝一 配偶者、子は相続放棄

2 農地の利用の現況

遊休農地のおそれのある農地

3 農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水田として利用

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合する

と認められる理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和 8 年 10 月 1 日	5 年	49,740円 (9,948円 / 年 × 5年)

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和 8 年 7 月 1 日

(2) 提出先 石川県農林水産部農業経営戦略課農地政策グループ

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話番号 076-225-1633

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由
- カ 意見の趣旨及びその理由
- キ その他参考となるべき事項

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和 8 年 6 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字潟端ト 7 番 1 から 7 番 7 まで、字太田へ172番 1 から172番 5 まで、字南中条ハ186番 1 から186番 3 まで	道路 河北郡津幡町字潟端ト 7 番 1、7 番 2、 字太田へ172番 1、字南中条ハ186番 1	金沢市泉三丁目 1 番 6 号 株式会社ハクトー